

鋸南町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鋸南町における空き家の有効活用を通して、移住・定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築又は購入し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利に基づき当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、町内へ移住・定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下、「利用希望者」という。)に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申し込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書(別記様式第1号)及び空き家バンク物件登録カード(別記様式第2号。以下「登録カード」という。)及び同意書(別記様式第3号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家バンク物件登録台帳に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク物件登録完了書(別記様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。

- 4 第2項の規定による登録をしていない空き家で、町長が適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクの登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク物件登録変更届出書（別記様式第5号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取り消し)

第6条 町長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き家バンク物件登録台帳の登録を抹消するとともに、空き家バンク物件登録抹消通知書（別記様式第6号）により、当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録を抹消されたものについては、改めて登録の申し込みを行うことにより、再登録ができるものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 第4条第2項に規定する物件の登録から2年を経過したとき。
- (3) 空き家バンク物件登録取消し願い書（別記様式第7号）の届出があったとき。
- (4) その他空き家バンク物件登録台帳に登録されていることが不適当と町長が認めたとき。

(情報提供)

第7条 町長は必要に応じて、物件登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

(利用登録)

第8条 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書（別記様式第8号）により町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定による利用登録の申し込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了書（別記様式第9号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。
- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与することができる者

- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、鋸南町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) 空き店舗等を賃借又は購入し、事業を行い、地域経済の活性化に貢献しようとする者
- (4) その他町長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書（別記様式第10号）を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録抹消通知書（別記様式第11号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的が第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すおそれがあると認められたとき。
- (3) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録取消し願い書（別記様式第12号）によりの取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて第8条第2項による利用登録申し込みを行うことにより再登録した場合は、その限りではない。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申し込み及び通知)

第11条 交渉を申し込みたい登録物件のある利用登録者は、空き家バンク物件利用申込書（別記様式第13号）及び誓約書（別記様式第14号）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された物件に付した番号をいう。）その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定により申し込みのあったときは、当該希望物件の物件登録者へその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた物件登録者は、遅滞なく当該利用希望者に回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、物件登録者は、町が媒介に関し協定を締結している町内宅建業者に対し、契約交渉の媒介を依頼することができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年12月4日から施行する。